

租税特別措置法施行令に規定する国土交通大臣の証明に関する手続き

(昭和 63 年 4 月 14 日国土庁告示第 1 号)

改正履歴	平成元年 3 月 31 日	国土庁告示第 2 号
	平成 3 年 4 月 12 日	国土庁告示第 1 号
	平成 12 年 3 月 31 日	国土庁告示第 1 号
	平成 12 年 12 月 27 日	国土庁告示第 7 号
	平成 26 年 3 月 31 日	国土交通省告示第 416 号
	令和元年 7 月 18 日	国土交通省告示第 291 号
	令和 3 年 3 月 31 日	国土交通省告示第 328 号
	令和 5 年 3 月 31 日	国土交通省告示第 281 号
	令和 6 年 3 月 30 日	国土交通省告示第 292 号

(証明申請書の提出)

第 1 条 租税特別措置法施行令第 28 条の 4 第 1 項第 2 号の規定に基づき、その設置する研究所用の施設につき、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和 62 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項に規定する建設計画（以下「建設計画」という。）の達成に資することについての国土交通大臣の証明を受けようとする法人は、別記様式による証明申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。（提出先は、国土交通省都市局まちづくり推進課）

2 前項の証明申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者の登記簿の謄本及び定款
- 二 申請に係る研究所用の施設の敷地、建物及びその附属設備、機械及び装置、その他当該施設の設置に係る資産の概要を記載した書面
- 三 申請に係る研究所用の施設の整備計画の概要を記載した書面

(証明書の交付)

第 2 条 国土交通大臣は、前条第 1 項の規定による証明申請書の提出があった場合において、当該申請に係る研究所用の施設を設置することが建設計画の達成に資するものであると認めるときは、当該申請書にその旨を記入し、証明書として当該申請者に交付するものとする。

(証明申請書等の記載内容の変更に係る届出)

第 3 条 前条の規定による証明書の交付を受けた者（申請を行っている者を含む。）は、証明申請書又は第 1 条第 2 項各号に掲げる書類に記載された事項に変更（軽微なものを除く。）があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(証明の取消し)

第 4 条 国土交通大臣は、第 2 条の規定による証明について、次の各号の一に該当するときは、当該証明を取り消すことができる。

- 一 当該証明に係る研究所用の施設が建設計画の達成に資することとならなくなったとき。
- 二 第 1 条第 1 項の規定による申請又は前条の規定による届出に際して、虚偽の申請又は届出が行われたとき。
- 三 前条の規定による届出を怠ったとき。

2 前項の規定により証明の取消しが行われた場合には、当該取消しに係る証明書の交付を受けた者は、当該証明書を直ちに国土交通大臣に返還しなければならない。

附 則（令和 6 年 3 月 30 日国土交通省告示 292 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（参考）

租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する国土庁長官の証明に関する手続きを次のように定めたので告示する。

昭和 63 年 4 月 14 日

国土庁長官 奥野 誠亮